



2021年2月19日

各 位

会 社 名 株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ
代表者名 代表取締役社長 クォック・ゲイリー・ヤン・クエン
(コード：9704、東証第1部)
問合せ先 財務経理部 部長 石井 伸幸
(TEL. 03-3436-1860)

商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、以下のとおり2021年3月30日開催の第83回定時株主総会において、定款の一部変更が承認されることを条件として、以下の通り商号を変更すること、取締役の任期を2年から1年に短縮すること、および事業の推進体制の効率化および迅速化を図るため取締役の役職を新設することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 商号の変更及び定款の一部変更について

(1) 変更の理由

当社グループは宿泊事業を拡充するため、2012年5月1日から商号「東海観光株式会社」から「株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ」に変更し着実に事業の拡充に邁進してまいりました。このようななか、国内外のお客様、お取引先様、株主様を含むすべてのステークホルダーに対して、より分かり易く統一されたブランディングを行い当社の認知度を向上させることを目的として、英文表記を含む現行定款第1条の商号を変更するものであります。なお、商号変更につきましては、附則により2021年5月1日をもって効力を生じるものとし、効力発生日経過後、当該附則は定款より削除するものといたします。

つぎに、コーポレートガバナンスのさらなる強化を目的として、事業年度ごとの取締役としての責任の明確化に加えて、株主の皆様からの負託を確認するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条（任期）につき所要の変更を行うとともに、現行定款第23条（代表取締役、役付取締役、最高経営責任者および最高財務責任者）に、事業の推進体制の効率化および迅速化を図るため取締役の役職を新設するものであります。

(2) 新商号（英文表記）

株式会社アゴーラ ホスピタリティー グループ （英文：Agora Hospitality Group Co., Ltd.）

(3) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条(商号) 当社は、株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループと称し、英文ではAGORA Hospitality Group Co., Ltd.と表示する。	第1条(商号) 当社は、株式会社アゴーラ ホスピタリティー グループと称し、英文ではAgora Hospitality Group Co., Ltd.と表示する。
第2条～第20条 (条文省略)	第2条～第20条 (現行どおり)
第21条(任期) 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期満了の時までとする。	第21条(任期) 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 (削除)
第22条 (条文省略)	第22条 (現行どおり)
第23条(代表取締役、役付取締役、最高経営責任者および最高財務責任者) 当社は、取締役会の決議により代表取締役若干名を定め、その内1名を取締役社長とする。 2 取締役会の決議により、前項のほか、取締役会長、専務取締役および常務取締役若干名、ならびに取締役CEO(最高経営責任者)および取締役CFO(最高財務責任者)各1名をおくことができる。	第23条(代表取締役、役付取締役、最高経営責任者、 <u>最高業務執行責任者</u> および最高財務責任者) 当社は、取締役会の決議により代表取締役若干名を定め、その内1名を取締役社長とする。 2 取締役会の決議により、前項のほか、取締役会長、専務取締役および常務取締役若干名、ならびに取締役CEO(最高経営責任者)、 <u>取締役COO(最高執行責任者)</u> および取締役CFO(最高財務責任者)各1名をおくことができる。
第24条～第36条 (条文省略)	第24条～第36条 (現行どおり)
(新設)	附則 <u>第1条 第1条(商号)の変更は2021年5月1日をもって効力を生ずるものとし、同日付をもって本附則を削除する。</u>

(4) 変更予定日

2021年3月30日 第83回定時株主総会

2021年5月1日 定款の一部変更の効力発生日

以上